

市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

出生サポート休暇について（通知）

このことについて、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」（平成 6 年高知県人事委員会規則第 48 号）の一部が改正され、出生サポート（不妊治療）休暇が新設されました。

その内容及び取扱いとは下記のとおりですので、貴職におかれましては、管内の学校長及び教職員に周知するとともに、適正な取扱いをお願いします。

記

1 出生サポート休暇の内容

- (1) 教職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、暦年 5 日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10 日）を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間について、特別休暇を与えるものであること。
- (2) 「不妊治療」とは、不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいうこと。
- (3) 「通院等」とは、医療機関への通院、医療機関が実施する説明会への出席（これらにおいて必要と認められる移動を含む。）等をいうこと。
- (4) 施行日は、令和 4 年 1 月 1 日であること。

2 申請手続

- (1) 申請に当たっては、「出生サポート休暇承認願」（別記様式）を参考に、各市町村（学校組合）教育委員会が方法（決裁権者・申請様式等）を決定し、適正な手続きが行えるよう環境を整備すること。
- (2) 申請に当たっては、診断書等の証明書類の提出は原則不要であること。

3 運用上の留意事項

- (1) 1 時間を単位として与えた当該休暇を日に換算する場合は、7 時間 45 分をもって 1 日とするものであること。
ただし、休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを単位として与えるものであること。

(2)「出生サポート休暇承認願」は、所属長が5年間保存すること。なお、暦年中に所属異動のあった職員の当該年の「出生サポート休暇承認願」は、旧所属長から新所属長に引き継ぐこと（旧所属の所属長はコピーを5年保存しておくこと。）。

4 管理職員における留意事項

不妊治療自体がプライバシーへの配慮が強く求められるものであることを理解し、休暇の承認等に当たっては、教職員のプライバシーが保護されるよう配慮する必要がある管理職員にあることを周知・徹底すること。

5 ハラスメントの防止等

県立学校の教職員については、「職場における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント防止対策等について」（平成29年4月13日 高教福第38号教育長通知）において、「不妊治療を受けることに関する言動」、「出生サポート休暇の使用に関する言動」により、教職員の勤務環境が害されることをハラスメントとしている。

本ハラスメントに該当する言動が生じないよう、市町村（学校組合）教育委員会においては、同通知等を参考にし、各種ハラスメントの防止の取組を一層強化徹底するとともに、所管する学校の教職員各個人においても自身がハラスメントに該当するような言動をしないよう留意すること。

出生サポート休暇Q & A

Q 1 出生サポート休暇の対象となる「不妊治療」とは、具体的に何を指すか。

A 1 出生サポート休暇の対象となる「不妊治療」とは、不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいいます。

「等」に含まれるものとしては、例えば、排卵誘発法があります。

Q 2 初診（不妊症と診断される前）における検査の場合、出生サポート休暇を取得できるか。

A 2 A 1 のとおり、取得できます。

事前の検査は、通常、不妊の原因等を調べるために行われるものであることから、男性の教職員、女性の教職員ともに取得できます。

Q 3 出生サポート休暇の対象は、不妊治療の過程のどこまでか。体外受精に係る移植後の経過観察、ホルモン補充、妊娠判定等のための通院は対象となるか。

A 3 対象となります。

不妊治療を行っていた教職員が妊娠し、不妊治療を受けている医療機関等から産婦人科等に受診先が変わった場合には、「妊産婦の健康診断休暇」を取得することとなります。

Q 4 不妊の原因が教職員にない場合、出生サポート休暇を取得できるか。

配偶者の不妊治療の付添い・送迎などの場合も出生サポート休暇を取得できるか。

A 4 不妊の原因が配偶者側にある場合において、例えば、人工授精のように、医師の指示に基づき配偶者の治療に参加するときは取得できます。

また、配偶者の診断結果やその後の不妊治療の方針について医師から説明を聞く場合等は、不妊治療に含まれると解され、出生サポート休暇の対象となります。

一方で、教職員本人が何ら治療を受けず、単に配偶者の通院に付き添うためだけの場合は、取得できません。

Q 5 「配偶者」とは、事実婚の場合も含まれるのか。

A 5 含まれます。

Q 6 治療を受けた後に気分が悪くなるなど、体調不良により勤務できない場合、出生サポート休暇を取得できるか。

A 6 治療後に体調不良となり、医師の指示により安静を要する場合は、出生サポート休暇又は病気休暇を取得することができます。

Q 7 「通院等」には何が含まれるか。移動や入院も含むか。

A 7 出生サポート休暇の「通院等」とは、医療機関への通院、医療機関が実施する説明会への出席等をいい、これらの通院や出席において必要と認められる移動（自宅又は職場と医療機関等との間の移動）を含みます。
また、入院も対象となります。

Q 8 遠方への移動を伴う通院も含むか。

A 8 自宅又は職場と医療機関等との間の移動について、その距離は問いません。
なお、遠方への移動が必要であっても、出生サポート休暇の期間が5日の範囲内から10日の範囲内に増えることはなく、また、忌引休暇のように往復に要する日数が加算されることもありません。

Q 9 病気休暇との違いは何か。

A 9 病気休暇は、不妊治療のうち不妊の原因である疾病の治療（例：精管閉塞や子宮内膜症による癒着に対する手術療法）に係る場合等、病気休暇の事由に該当する場合に、その治療等に要する最小限度の期間に取得することができます。

一方で、出生サポート休暇は、教職員本人が不妊症による治療が必要な場合のほか、不妊症と診断される前の検査や、不妊の原因が配偶者側にある場合において、医師の指示に基づき配偶者の治療に参加する場合についても取得ができます。

Q10 当該年の当初は休暇の期間が5日の範囲内となる不妊治療を受けていたが、当該年の途中から体外受精又は顕微授精を受けることとなった場合には、休暇の期間は何日となるか。

また、当該年の当初は、体外受精又は顕微授精を受けるため、休暇の期間が10日の範囲内であったが、当該年の途中でそれ以外の不妊治療を受ける場合には、休暇の期間は何日となるか。

A10 当該年の当初はタイミング法や人工授精を受けていて休暇の期間が5日の範囲内であったが、当該年の途中から「人事委員会が定める不妊治療」である体外受精又は顕微授精を受けることとなった場合には、体外受精又は顕微授精を受ける時点から休暇の期間は10日の範囲内となります。

その後については、体外受精又は顕微授精以外の不妊治療を受けることがあっても、休暇の期間の上限は10日から5日の範囲内には変わりありません。

【取得日数の具体例】

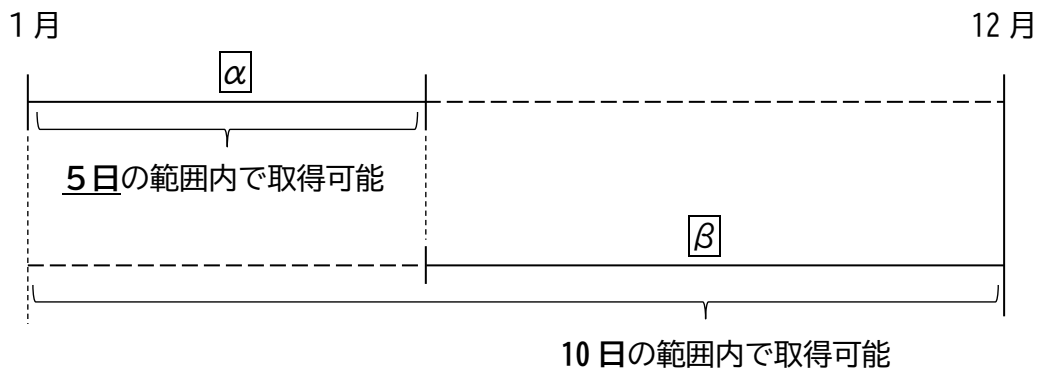
α：タイミング法や人工授精など

β：体外受精又は顕微授精

(人事委員会が定める不妊治療)

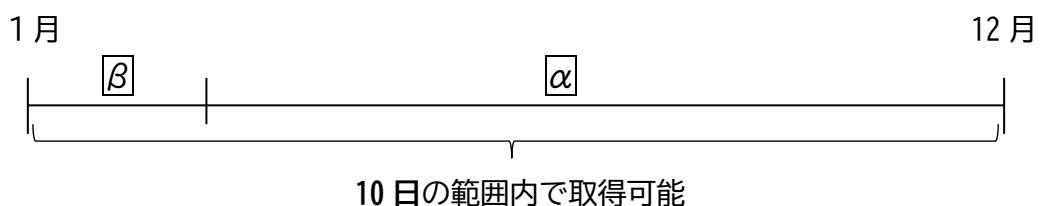
(例1) 年当初はα、年途中からβの治療を受ける場合…休暇の上限10日

(例) αの治療で3日取得 ⇒ βの治療を受ける時点から7日取得可



(例2) 年当初はβ、年途中にαの治療を受ける場合…休暇の上限10日

(例) βの治療で2日取得 ⇒ αの治療で8日取得可



Q11 休暇の期間については、「人事委員会が定める不妊治療」に係る通院等の場合には10日の範囲内とされているが、人事委員会が定める不妊治療をしつつ、並行して別の不妊治療を行うことがある場合、6日目以降は人事委員会が定める不妊治療の場合にしか出生サポート休暇を取得できないのか。

A11 当該年において、人事委員会が定める不妊治療（体外受精又は顕微授精）を受ける時点で、休暇の期間は10日の範囲内となります。
その後、それ以外の不妊治療を受けることが、日数に影響を与えるものではありません。

Q12 出生サポート休暇の請求に当たり、医師の診断書等は必要か。

A12 証明書類については、原則提出の必要はありません。

Q13 出生サポート休暇の請求に当たり、「出生サポート休暇承認願」を所属長に提出することとなっているが、所定の「休暇承認願」を記入する必要はないのか。

A13 出生サポート休暇の請求は、「出生サポート休暇承認願」の様式で行うこととしているため、所定の「休暇承認願」の記入は不要です。

Q14 出勤簿にはどのように整理するのか。

A14 出勤簿については、「特休」の符号を用いて整理してください。時間を単位として与えた場合は、時間数を記入してください。

Q15 臨時的任用教職員、会計年度任用職員の取扱いはどうなるのか。

A15 原則、正規教職員に準じて取得できます。ただし、暦年ではなく一の年度で取得すること等、一部取扱いが異なります。詳細については、「公立学校臨時的任用教職員取扱要綱」、「会計年度任用職員の任用、給与、服務等に関する要綱」、「会計年度任用職員の任用、給与、服務等に関する取扱要領」をご確認ください。

しゅっしょう

出生サポート休暇

が新設されました

(令和4年1月1日施行)



不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合には、有給の休暇として休むことができるようになりました。

1 休暇の日数

【正規教職員】一暦年につき**5日**

【臨時的任用教職員、会計年度任用職員（注）】一の年度につき**5日**

※当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合は**10日**

（注）対象職員の要件があります。詳細は、臨時的任用教職員、会計年度任用職員向けのリーフレットをご覧ください。

2 休暇の単位

1日又は1時間



3 使用事由

不妊治療を受けるための医療機関への通院や、その医療機関が実施する不妊治療に関する説明会への出席などで使用可能（移動時間を含む）

※「不妊治療」とは…

不妊の原因等を調べるための検査、不妊原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいいます。

4 申請手続

申請に当たっては、「出生サポート休暇承認願」を所属長に提出

※診断書等の証明書類の提出は原則不要

【正規教職員】

勤務実績管理システムで申請ができるように、令和4年中のシステム改修を予定

5 出生サポート休暇と病気休暇の違い

出生サポート休暇	病気休暇
教職員本人が不妊症による治療が必要な場合のほか、不妊症と診断される前の検査や、不妊の原因が配偶者側にある場合において、医師の指示に基づき配偶者の治療に参加する場合についても取得ができます。	不妊治療のうち不妊の原因である疾病の治療（例：精管閉塞や子宮内膜症による癒着に対する手術療法）に係る場合等、病気休暇の事由に該当する場合に、その治療等に要する最小限度の期間に取得ができます。